

健康管理事業推進委員会規程

(目的)

第1条 神戸貿易健康保険組合（以下「健保組合」という。）は、被保険者及び被扶養者の健康の保持増進のために行う保健事業を効果的かつ円滑に実施することを目的に、健康管理事業推進委員会を設置する。

(事業)

第2条 本委員会は、目的を達成するために以下の事項を実施する。

- (1) 保健事業の企画立案、実施計画の策定に関すること。
- (2) 保健事業の実施結果の分析及び評価に関すること。
- (3) 健康管理に関する情報及び知識の周知に関すること。
- (4) 健康管理委員の研修及び教育に関すること。

(構成)

第3条 本委員会は、円滑な運営を図るため以下により委員等を構成する。

委員長（健保組合常務理事）	1名
委員（健康管理委員）	各事業所 1名
準委員（事業所健康保険担当者）	各事業所 1名
事務局（健保組合担当者）	2名

(健康管理委員の委嘱)

第4条 健康管理委員は、各事業所の被保険者の中から事業主の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

(健康管理委員の任期)

第5条 健康管理委員の任期は3年とする。

ただし、事業所を退職、異動又は辞退がなければ再任とする。

(理事会への意見)

第6条 保健事業の実施にあたり、必要に応じて本委員会から理事会へ意見を申し出ることができる。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会で協議のうえ決定するものとする。

附則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。